

〈ICキャッシュカード規定(普通貯金無利息型 決済用)〉

改正後	現行
<u>1</u> カードの利用	<u>1. (カードの利用)</u>
(1) 普通貯金(利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型(決済用)、総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。)について発行したICチップを搭載したICキャッシュカード(以下、これらを「カード」といいます。)は、 <u>同一名義で当組合に開設された全ての</u> 貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。	(1) 普通貯金(利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型(決済用) <u>です。このほか</u> 総合口座(普通貯金無利息型)取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。)について発行したICチップを搭載したICキャッシュカード(以下、これらを「カード」といいます。)は、 <u>それぞれ当該</u> 貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。
ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限りします。	ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限りします。
① 当組合、提携組合 <u>もしくは</u> 当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。)の現金自動貯金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。)を使用して、 <u>または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、</u> カードローンの貸越の返済、普通貯金(以下、「貯金」といいます。)に預入れをする場合(以下、これらの取引を単に「入金」といいます。)	① 当組合、提携組合 <u>および</u> 当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等(以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。)の現金自動貯金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。)を使用してカードローンの貸越の返済、普通貯金(以下、「貯金」といいます。)に預入れをする場合 (<u>総合口座(普通貯金無利息型)取引の当座貸越の返済を含む。</u> 以下、これらの取引を単に「入金」といいます。)
② 当組合 <u>もしくは</u> 当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(以下、提携組合を <u>含めて</u> 「出金提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。)を使用して、 <u>または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、</u> カードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合(以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。)	② 当組合 <u>および</u> 当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等(提携組合を <u>含みます。以下</u> 「出金提携先」といいます。)の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。)を使用してカードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合 (<u>総合口座(普通貯金無利息型)取引の当座貸越による普通貯金の払戻しを含む。</u> 以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。)
⑤ 当組合 <u>または</u> 提携組合の <u>店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、振込の依頼、届出事項の変更、口座振替の依頼等</u> を行う場合	⑤ 当組合 <u>および</u> 提携組合の <u>窓口(窓口端末機接続の暗証番号打鍵装置を設置している窓口に限る。)</u> で入金および払戻しを行う場合
⑥ 当組合 <u>もしくは提携組合の貯金機、支払機もしくは振込機を使用して、または当組合もしくは提携組合の店舗において、当組合または提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を用いて貯金の残高や届出情報を表示する場合</u>	

改正後	現行
<u>⑦</u> その他当組合所定の取引をする場合	<u>⑥</u> その他当組合所定の取引をする場合
<u>2 入金</u>	<u>2. (貯金機による入金)</u>
(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って、貯金機にカードまたは通帳(当組合および提携組合に限ります。)を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。	(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って、貯金機にカードまたは通帳(当組合および提携組合に限ります。)を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。
<u>(3) 入金機の代替として、ピンパッドを用いて窓口で入金する際は、当組合(提携組合の窓口の場合は、その提携組合)所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、入金にあたっての限度額については、前項に定めるとおりとします。</u>	
<u>(4) 当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて入金をする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u>	
<u>3 払戻し</u>	<u>3. (支払機による払戻し)</u>
(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、 <u>その払戻しは</u> できません。	(3) 支払機による払戻しの場合に、払戻請求額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総合口座取引の普通貯金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、払戻すことができません。
	<u>4. (カードによる窓口での入金および払戻し)</u>
	<u>(1) カードによる窓口での入金の際は、当組合(提携組合の窓口の場合は、その提携組合)所定の入金票に届出の氏名(署名)、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。</u>
<u>(4) ピンパッドを用いて窓口で払戻しを行う際には、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名(署名)を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、払戻しの際の1回あたりの限度額および限度額超過時の対応は前二項に定めるとおりです。</u>	(2) <u>カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名(署名)を記入のうえ、カードとともに提出し、届出の暗証を暗証番号打鍵装置のボタンにより操作</u> してください。
<u>(5) 当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて払戻しをする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u>	

改正後	現行
	<u>なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続に従ってください。</u>
	<u>(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合(提携組合の窓口の場合は、その提携組合)が定めるところによるものとします。</u>
	<u>(4) カードによる窓口での払戻しの場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額(総口座取引の普通貯金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは払戻すことができません。</u>
<u>4 振込機による振込</u>	<u>5. (振込機による振込)</u>
振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>したが</u> って、振込機にカードを <u>所定の方法</u> で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。	振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に <u>従</u> って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
<u>5 自動機利用手数料等</u>	<u>6. (自動機利用手数料等)</u>
<u>6 代理人による預入れ・払戻しおよび振込</u>	<u>7. (代理人による<u>貯金</u>の預入れ・払戻しおよび振込)</u>
<u>7 貯金機・支払機・振込機故障時等の取り扱い</u>	<u>15. (機器の故障等)</u>
<u>8 カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入</u>	<u>8. (カードによる入金、<u>払戻し金額等の通帳記入</u>)</u>
カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額 <u>および</u> 振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合の貯金機等で使用された <u>場合</u> または当組合本支店の窓口で提出された <u>場合</u> に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。	カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額 <u>または</u> 振込手数料金額の通帳記入は、通帳を当組合の貯金機 <u>等で</u> 使用された <u>とき</u> 、または当組合本支店の窓口で提出された <u>とき</u> に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。
<u>9 本人確認</u>	
<u>(1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。</u>	
<u>(2) カードを、タブレット等を通して本人確認手段として利用する場合は、当組合または提携組合所定の操作手順にしたがって、当組合または提携組合の所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。</u>	

改正後	現行
<u>(3) 当組合または提携組合は、前記によりタブレット等に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行うものとします。</u>	
<u>(4) 当組合または提携組合所定の場合には、前二項に加え、本人確認書類の提示等当組合所定の手続を行うことがあります。</u>	
<u>10</u> カード・暗証の管理等	<u>9. (カード・暗証の管理等)</u>
	<u>(1) 当組合は、支払機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が本人に交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</u>
(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。	(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。
<u>(2) 当組合または提携組合が、前記 9の本人確認手続を行ったうえで、払戻し、払戻請求書、諸届その他の書類を取り扱った場合(当組合が預金の払戻しに応じたことを含みます。)は、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。ただし、後記 11および12 に定める場合にはこの限りではありません。</u>	
<u>11</u> 偽造カード等による払戻し等	<u>10. (偽造カード等による払戻し等)</u>
<u>12</u> 盗難カードによる払戻し等	<u>11. (盗難カードによる払戻し等)</u>
<u>13</u> カードの紛失、届出事項の変更等	<u>12. (カードの紛失、届出事項の変更等)</u>
(1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。 <u>この届出前に生</u>	カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。

改正後	現行
<u>じた損害については、当組合は責任を負いません。</u>	
<u>(2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機(当組合および県内の提携組合に限りです。)およびタブレット等により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機およびタブレット等の画面表示等の操作手順にしたがって貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。</u>	
<u>(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届け出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合には、貯金機、支払機、振込機(当組合および県内の提携組合に限りです。)を使用するものとします。</u>	
<u>14 カードの再発行等</u>	<u>13. (カードの再発行等)</u>
<u>(1) カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカードIC損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合</u> のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。	カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
<u>(2) カードを再発行する場合には、当組合所定の再発行手数料をいただきます。</u>	
<u>15 貯金機、支払機、振込機への誤入力等</u>	<u>14. (貯金機・支払機・振込機への誤入力等)</u>
<u>16 解約、カードの利用停止等</u>	<u>16. (解約、カードの利用停止等)</u>
(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合またはカードローン取引が終了した場合(ただし、 <u>JAローンカード</u> (キャッシュカード)に限る。)、 <u>または</u> 当組合普通貯金無利息型(決済用)規定、 <u>総合口座(普通貯金無利息型)取引規定</u> により、貯金口座が解約された場合 <u>には、そのカードを当店に返却いただくか、カードのIC部分を切断のうえ破棄</u> してください。	(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合またはカードローン取引が終了した場合(ただし、 <u>農協カードローン</u> (キャッシュカード)に限る。) <u>には、そのカードを当店に返却してください。なお、</u> 当組合普通貯金無利息型(決済用)規定により、貯金口座が解約された場合 <u>にも同様に返却</u> してください。
(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認めた場合、 <u>および暗証相違回数オーバーの場合</u> には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。	(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不適当と認める場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。
(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、 <u>当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、</u> 当組合の窓口	(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに

改正後	現行
において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。	停止を解除します。
① 第17条に定める規定に違反した場合	① 第 17 条に定める規定に違反した場合
<u>②普通貯金無利息型(決済用)規定、総合口座(普通貯金無利息型)取引規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合</u>	
<u>③ 貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合</u>	
<u>④</u> カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合	<u>②</u> カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合
17_譲渡、質入れ等の禁止	17. <u>(譲渡、質入れ等の禁止)</u>
	<u>18. (成年後見人等の届出)</u>
18_規定の適用	<u>19. (規定の適用)</u>
以 上	以 上
(<u>令和7年6月1日</u> 現在)	(<u>令和2年4月1日</u> 現在)